

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	川崎重工業株式会社
【英訳名】	Kawasaki Heavy Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 村山 滋
【本店の所在の場所】	神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
【電話番号】	(078) 682 - 5001 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 森 亮二
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 (神戸クリスタルタワー)
【電話番号】	(078) 371 - 9551
【事務連絡者氏名】	経理部長 森 亮二
【縦覧に供する場所】	川崎重工業株式会社 東京本社 (東京都港区海岸1丁目14番5号)  川崎重工業株式会社 関西支社 (大阪市北区堂島浜2丁目1番29号(古河大阪ビル))  株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)  株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)  株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成25年6月26日開催の当社第190期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円

第2号議案 定款一部変更の件

会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、その職務執行につき故意又は重大な過失が無い場合に限り、責任を限定する契約を締結することを可能とする旨の規定を新設する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、松岡京平、高田廣、園田誠、村山滋、井城讓治、井上英二、金花芳則、牧村実、村上彰男及び森田嘉彦の各氏を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、大串辰義、岡道生及び藤掛伸之の各氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、幸寺覚氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合） （注）4
第1号議案	1,180,679	2,672	490	（注）1	可決（98.11%）
第2号議案	1,181,247	2,236	383	（注）2	可決（98.16%）
第3号議案				（注）3	
松岡 京平	1,154,076	29,369	383		可決（95.90%）
高田 廣	1,154,256	29,189	383		可決（95.92%）
園田 誠	1,154,271	29,174	383		可決（95.92%）
村山 滋	1,128,831	54,611	383		可決（93.81%）
井城 讓治	1,170,702	12,743	383		可決（97.29%）
井上 英二	1,170,694	12,751	383		可決（97.28%）
金花 芳則	1,167,567	15,878	383		可決（97.03%）
牧村 実	1,170,159	13,285	383		可決（97.24%）
村上 彰男	1,178,869	4,576	383		可決（97.96%）
森田 嘉彦	1,163,287	20,157	383		可決（96.67%）
第4号議案				（注）3	
大串 辰義	1,142,111	41,339	383		可決（94.91%）
岡 道生	1,036,478	146,973	383		可決（86.13%）
藤掛 伸之	1,172,636	10,819	383		可決（97.45%）
第5号議案	1,172,998	10,498	383	（注）3	可決（97.47%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4．賛成の割合は、事前行使された議決権の数と、当日出席した株主の議決権の数の合計数に対する、各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使された議決権の数と、当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を集計した結果、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算してありません。

以上